

# 契約の保証及び前払金保証の電子化について

**令和6年4月1日**より、契約の保証及び前払金保証について、**電子による取扱いを開始**します。（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いについては**保証機関（保証事業会社等）に確認した上で**、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

## 電子化の対象となる保証証書

前払金保証  
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書 (引受先：保証事業会社) **電子化対象**

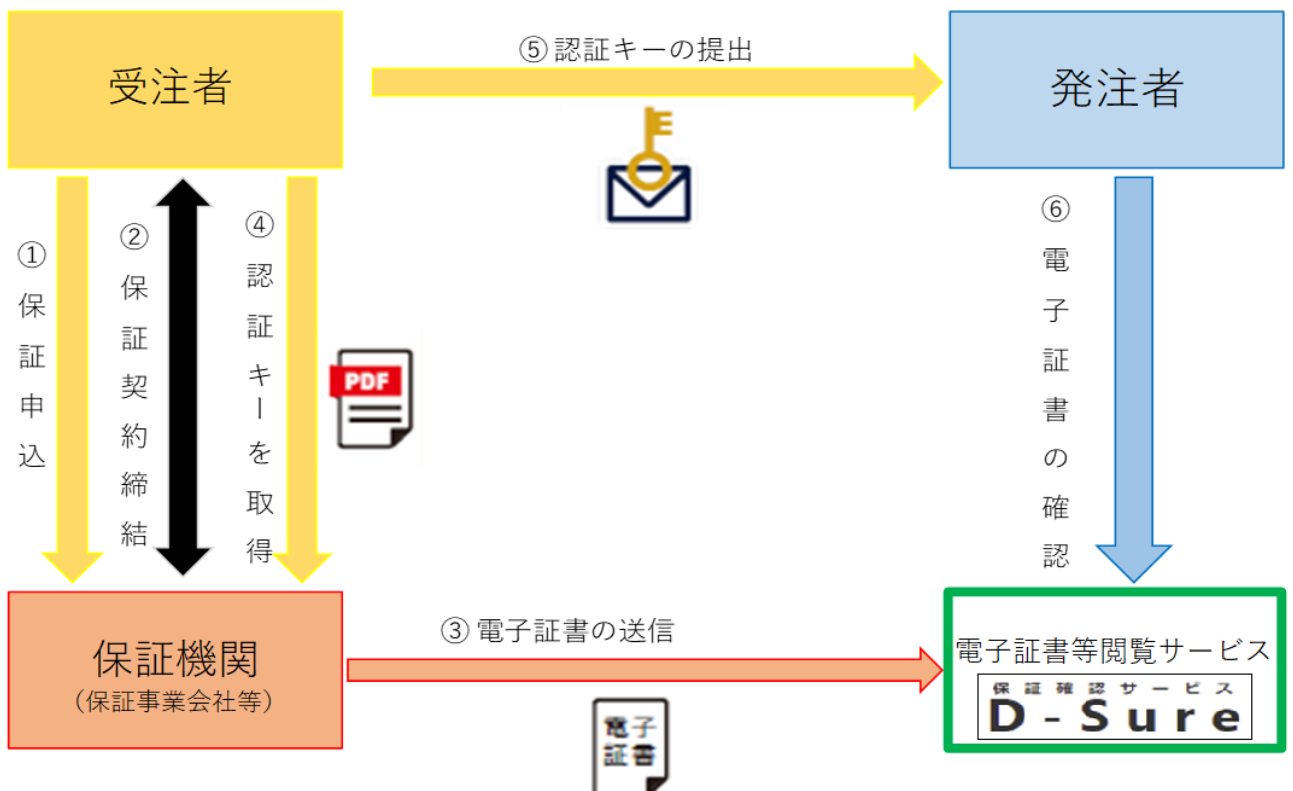
契約の保証

→ ②契約保証証書 (引受先：保証事業会社) **電子化対象**

③公共工事履行保証証券  
履行保証保険証券 (引受先：損害保険会社)

令和6年4月1日時点では電子化対応は未定です

## 電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより「電子証書等閲覧サービス」にアクセスし、保証内容を確認します。